



特定個人情報の適正な取扱い について



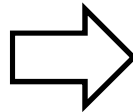
1. 制度概要について
2. 安全管理措置について
3. 特定個人情報取扱いに係る監査について
4. 漏洩等事案について

1 制度概要について

1-1 マイナンバー制度とは

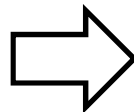
・マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人物の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）。

国民の利便性の向上



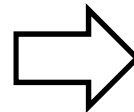
添付書類の削減などにより、行政手続を簡素化し、国民の負担を軽減

行政の効率化



複数の業務の間で連携が進むことにより、作業の重複を削減

公平・公正な社会の実現



本当に困っている方への必要な給付、適切な支援、迅速な対応

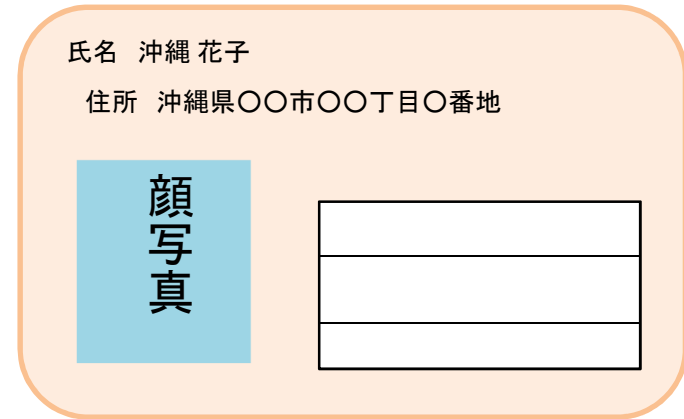
※ マイナンバー制度の根拠法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と言う。）。

1-2 番号利用の仕組み

(1) 付番

- ・平成27年10月より日本国内の全住民に12桁の番号(マイナンバー)を通知
- ・1人につきマイナンバーは1つ(唯一無二)
- ・基本的に一生不変
- ・基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けて管理

(表)



(裏)

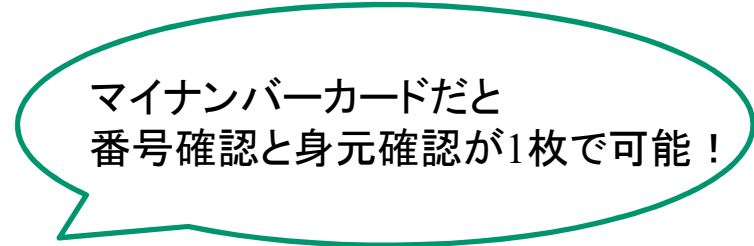


マイナンバー(個人番号)

※ マイナンバーをその内容に含む個人情報を「特定個人情報」という。

(2) 本人確認

・マイナンバーの提供を受ける場合、なりすましを防止するための厳格な本人確認(番号確認+身元確認)が義務づけられている。



【本人確認の措置】

※対面・郵送の場合

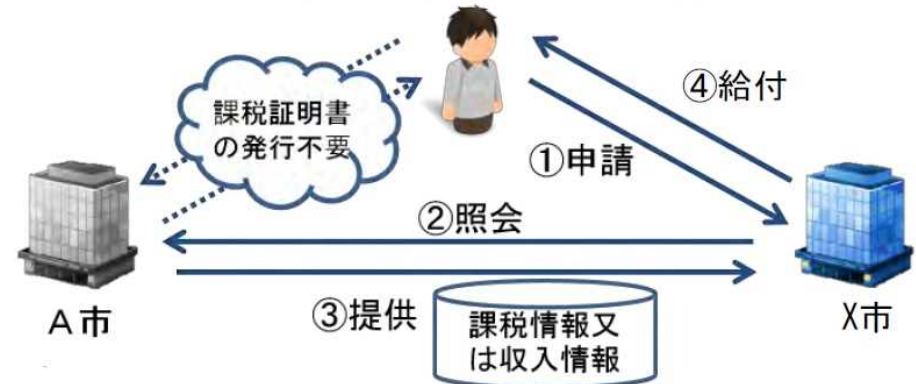
番 号 確 認	身 元 確 認
マイナンバーカード	マイナンバーカード
通知カード ※令和2年5月25日より廃止され、既に交付されている通知カードは、氏名・住所などに変更無い場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能。	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
個人番号が記載されている住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書	官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

※代理人による場合は、代理権を証明する書類等が別途必要となる。

(3) 情報連携①

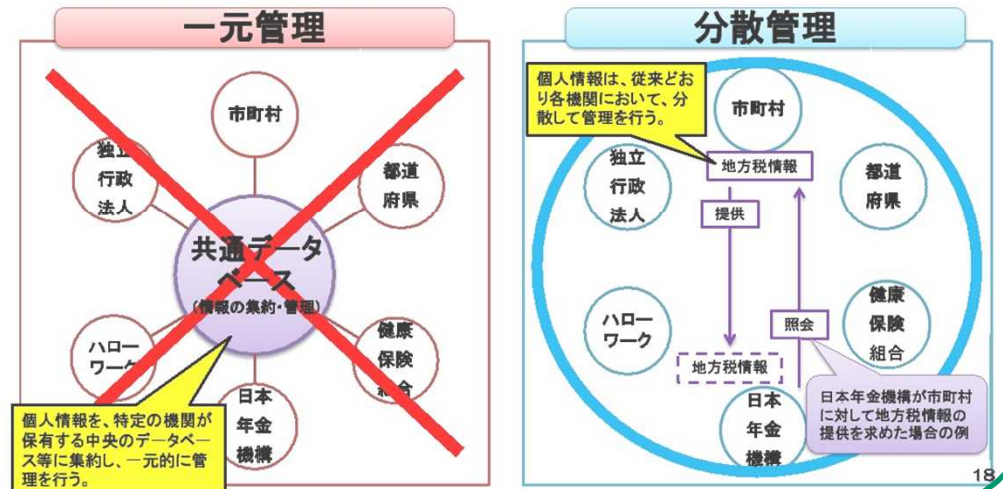
- ・行政機関において、各機関が保有する個人情報とマイナンバーを紐付けし、複数の機関で相互に情報の照会や提供が可能

【事例】児童手当の申請（A市からX市に転居した場合）



個人情報の管理方法について

マイナンバー制度は、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、一元的に管理を行う仕組みではなく、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合に、番号法で定められている事務に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う仕組み（分散管理）となっている。



(3) 情報連携②

● 沖縄県でマイナンバーを利用する事務(事例)

事 務	照会した情報	省略された書類
生活保護関係事務	地方税情報	課税証明書
	年金関係情報	年金額等を示す書類 (年金証書、年金決定通知書 等)
	児童手当情報	児童手当証書
特別支援学校における 就学奨励事務	地方税情報	課税証明書
	生活保護関係情報	生活保護受給証明書

● 沖縄県の情報連携(照会実績) (件)

	H30年度	R元年度
知事部局	359	31,909
教育委員会	9,292	100,146

申請等に係る住民からの
添付書類を削減した!

1-3 マイナンバーの利用範囲

・マイナンバーを用いることができるのは以下の3分野に限られており、それ以外に利用することは禁止されている。

個人番号の利用分野		
社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

1-4 マイナンバーの利用等の制限

(1) 利用及び提供の制限

- ・マイナンバーは、番号法及び県条例が予め定めた事務(下表参照)以外で利用することは不可
- ・マイナンバーを利用する事務に限って、本人等にマイナンバーの提供を求めることができる
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等については、例外的に利用可能

マイナンバーを取得する場合は、**利用目的を明示**することが必要！

(表: 番号法及び県条例で定めた事務の例)

	社会保障	税	災害対策
番号法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給 ・生活保護の申請、審査など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税に関する税額の決定 ・納税の告知 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成 ・災害共済給付 など
県条例	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学給付金の支給 ・療育手帳の交付など 	-	-

(2) 収集、保管の制限

- ・番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集・保管することは禁止されている。
- ・番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規定で定められた保存期間を経過した場合は、マイナンバーを速やかに廃棄又は削除しなければならない。

(参考) 誤ったマイナンバーの利用例

事例1

・A県にて職員からマイナンバーを収集し、職員番号として庁内で利用している。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野のみ利用等が可能。行政機関内部で利用するとしても禁止。

事例2

・レンタルショップにおいて、新規会員登録の際に、本人確認のためマイナンバーカードを提示してもらい、同意を得てカード両面のコピーを取った。



マイナンバーカード(表面)は、身分証明書として利用可能。
しかし、マイナンバーが記載されている裏面は、利用が認められている3分野以外で、見ること、コピーを取るとは禁止されている。

2 安全管理措置について

地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされている(番号法第5条)

マイナンバーを扱う場合は、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止、その他マイナンバーの適切な管理ため、4つの視点に基づく以下の安全管理措置を講ずる



2 安全管理措置について

2-1 組織的安全管理措置

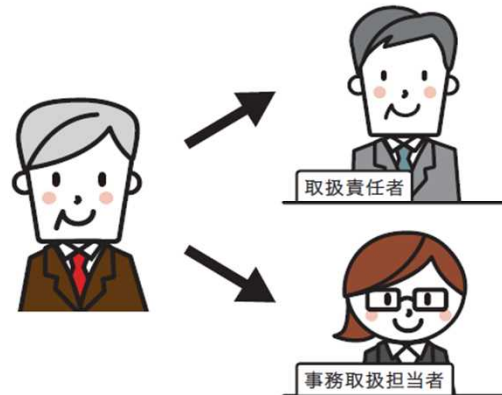
組織的
安全管理措置



- ・ 事務担当者の明確化
 - ・ 保有する特定個人情報の範囲の明確化
 - ・ 特定個人情報等への取扱状況等の記録・保存
 - ・ 漏えい等が発生した場合の報告連絡体制の整備
- 等

● 担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



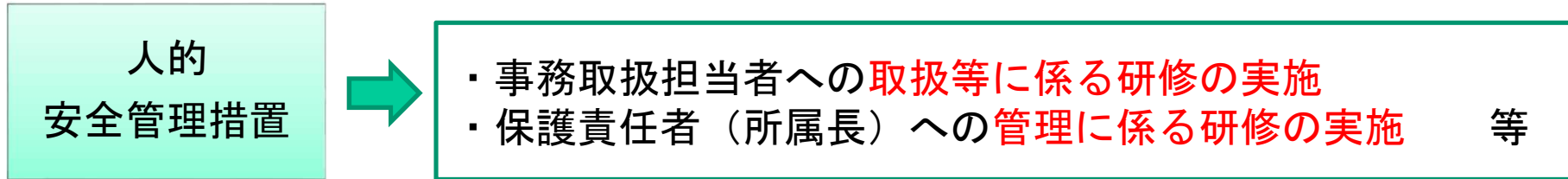
ヒヤリハット

郵便物の取扱いは、大切です。その中に、マイナンバーが書かれた書類が入っていると、予期せぬ事故につながるかもしれませんので、注意しなければなりません。

例えば、マイナンバーの取扱担当者になっている人宛ての書留郵便が届いたときに、代わりに受け取って、渡し忘れることがないように、気を付けましょう。



2-2 人的安全管理措置



番号法において、特定個人情報を取り扱う職員は、適正な取扱いを確保するための研修を毎年度受講することとされている

総合情報政策課が開催する研修

研修の種類	内容
情報セキュリティ研修	情報セキュリティ対策について
特定個人情報に係る研修	沖縄県が保有する特定個人情報の取扱い（収集、保管、廃棄等）について

2-3 物理的安全管理措置

物理的
安全管理措置



- ・ 事務を実施する**区域の明確化**
- ・ 特定個人情報の**保管及び廃棄の方法** 等



個人番号利用事務等に用いたものは、定められた期間保存した後に、廃棄する



廃棄時に物理的に破碎する

氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎	[Redacted]	男	...	退職	
番号花子	234567...	女	...	△課	xxx,xxx
難波一郎	345678...	男	...	●部	xxx,xxx
難波次郎	[Redacted]	男	...	退職	

事務処理に必要なくなった個人番号をデータベースから削除する

- シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備



- 取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



- パーテーションの設置や座席の工夫

- カギ付き棚を用意



- ウィルス対策ソフトウェア導入
アクセスパスワードを設定



- 覗き見されない座席配置

など

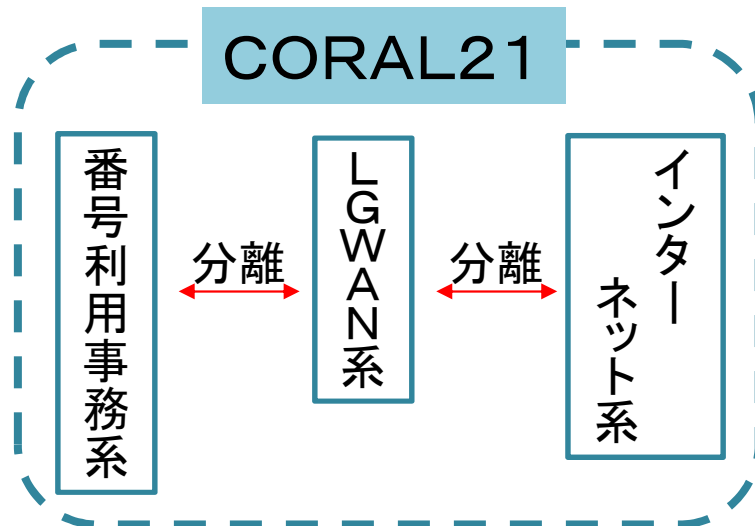
2-4 技術的安全管理措置

技術的
安全管理措置



- ・ 特定個人情報ファイルを保存するシステム利用者に係る**アクセス制御**
- ・ 個人番号利用系ネットワークと**他ネットワークと分断** 等

- 仮想環境を設定し、LGWAN系、番号系とインターネット系とを分離した。



- 特定個人情報を取り扱う職員に対し、一括導入パソコンとは別に番号系端末を提供し、端末の取扱いにはアクセス制御を行っている。

- ・ 番号系端末の提供
- ・ ID、パスワードに加え、ICカード認証

3 特定個人情報取扱いに係る監査について

3-1 総合情報政策課で実施する監査

監査概要

	内部監査	外部監査
内容	特定個人情報の取扱状況を確認する。	特定個人情報取扱状況及び情報システムの運用状況を確認する。
対象	マイナンバーを利用する事務を所管する所属(システム未所有)	特定個人情報が保存されたシステムを所有する所属
監査人	総合情報政策課の職員	外部委託業者

3 特定個人情報取扱いに係る監査について

3-1 総合情報政策課で実施する監査

指導した事項(一部掲載)

	概 要	内 容
事 項	特定個人情報の保管場所について	誰でも閲覧容易な場所で保管
	収集から廃棄までの記録について	収集した特定個人情報の記録漏れ
	書類のコピーについて	本庁と出先事務所の双方で(片方コピー)、マイナンバー記載書類を保管

4 漏えい事案等について

特定個人情報の漏えい事案等状況（R元年度）

参照：令和元年度 年次報告（個人情報保護委員会）

機関	機関数	漏えい事案等の件数	重大な事態
行政機関等	6機関	39件	1件
地方公共団体	95機関	131件	17件
民間事業者等	37機関	47件	2件

内、**重大な事態事例は以下のとおり**

事例1：事業者において、委託元である地方公共団体の許諾なく再委託を行っていた。

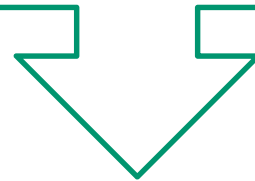
事例2：地方公共団体において、約33,490名の特定個人情報を保存しているUSBを紛失した。

※重大な事態・・・漏洩等をした特定個人情報に係る本人の数が100人を超える等の事態

特定個人情報の漏えい等を防ぐためには

- ・所属など組織の規程を遵守(担当者及び取扱範囲、保存場所など)
- ・職員1人1人の知識の向上

が不可欠と考えています。



沖縄県の適正な特定個人情報取扱いに御協力をお願いします